

日赤新労

第77号
昭和52年
8月20日
発行

発行所
日本赤十字
新労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区西久保
広町35 (庚申ビル)
TEL 03-432-1089
発行責任者
佐藤一男

- 綱 領
1. 吾々は、社会正義に立ち上るべき立場にあり、労働生活の安定と向上を期す。
 2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し、自由にして、明らかなる民主的労働組合の発展を期す。
 3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

52・6・18~19

昭和52年度 第1回中央委員会ひらく



第1中央委員会風景

賃上げ交渉態勢等を確認

各専門部活動方針の具体化も

眼下に諸苗代調の絶頂を見おろす「サイ・イナワシ」において、中央委員、本部役員、オブザーバー等多数が出席して盛大に開催した。

議長 河原一義氏
(八戸日赤)
副議長 杉 康教氏
(福岡支部)
書記 渡辺ミイ子氏
(大田日赤)

〈専門部会〉

○組織部会
今後各ブロック内における既成単組の内部強化を行うことは勿論、特に同一施設内

○教宣部会
教宣部としては、初心者

に、二・三の労働組合のある単組にあつては、今後徹底した内部強化を図る必要があると考えられる。また、ブロック別の既成組合の加盟一覧表を活用して、各ブロック内において特に未組織施設に対するオルグ活動を重点的に、中央委員と本部役員が、緊密な連絡をとりながら、積極的に進めていくこと。

これがため中央委員は常にブロック内の情勢を正確に把握し、あらゆる機会をとらえて、適時適切なオルグを展開し、今後の組織拡大を期すること。

○調査部会
調査部会は、調査方法、内容等については、調査方法の改善が、先ず調査方法の改善が、調査部会に本部に直送していたが、これをブロックで、一括して本部に送付する。また報告期限についても、各調査担当者は、責任をもって厳守すること。更に調査事項、内容によって、単組名を公表することが不利な場合は、必ず記入すること。なお調査項目については、初任給基準の調査報告の低い単組については再度依頼する。③賃金について調査を行う。④賃金直料の調査を行う。⑤賃金直料の調査を行う。⑥賃金直料の調査を行う。

人事院が勧告を発表

52年度 6.92%、一万二千五百円

ベア六・九二(一)万二千五百円

円——これは、現行勧告制度

確立以来最低を記録したが、それでも定率分を加えると八・七四であり、春闘相場で八・八%の大企業並みのアップ率である。

給与改定の内容は、別表添付表のとおりである。その他細部の改訂次のとおり(カッコ内は現行)。

○扶養手当

配偶者八千円(七千円)。

配偶者以外の親族のうち一人各二千三百円(二千二百円)。配偶者のない職員の場合一人は五千円(四千五百円)。

○通勤手当

交通機関利用者の全額支給

の限度額一万四千円(一万二千五百円)。

○二つの一加算の限度額

二千五百円(二千四百円)。

最高支給限度額六千円(一万四千円)。

○自家用車利用者の片道十、未満

二千円(千七百円)。

片道十、未満三千四百円(三千二百円)。

○平均係数

一・〇六二(一・〇六二)。

諸手当で八〇九(八〇四・七)で、その他五八五(五八五・三)で、計二、〇〇五(二、〇〇五)と

当面する課題を討議

第一回 婦人部代表者会議開く

五月十八日、二十九日の両日に亘り、鳥取市浜坂・砂丘荘において開催された。

議長 山田要子氏

(鳥取日赤) 書記 坂田和恵氏
(浜松日赤) (浜松日赤) 議長 山田要子氏

一、産前、産後、完全有給化について
本部においては強硬に本社交渉しているが、本社はハッキリした態度を見せない。従って婦人部としては、他団体、企業の資料を蒐集し、これに基づいて、突如とした交渉に持っていくことを決定し、

二、血液センター初任給基準の調査資料を六月十七日までに本部必着するよう要請することを決定した。

三、育児休業補償制度について、国家公務員にとりわかれず、日本独自の制度を早急に確立すること、強硬に本社に申し入れ、これが進展を見ない折は、強行手段を講ずるなどの強い決意のもと交渉することを決定した。

四、討論会
「テーマ」
婦人の退職年齢について——結論を得るに至らなかったが、終始活発な意見がかわされた。

五、その他
婦人部役員について昨年二名選出することを決定しているが、選出できなかったのは残念であった。

また来年度婦人部長について次期婦人部会議までに適任者を推挙してほしいとの強い要請があった。

☆ことばのメモ☆
小教と少数
小教とは、小教に属しない少数の者のこと。少ない人数のつもりなら「少数」ではない。この「小教」の問題は完全指導してくれるかもしれないが、国語の問題は?



第1回婦人部代表者会議風景

婦人活動の強化
賃上げと物価見合ふ賃上げの獲得
組織の強化

別表第1 一般職俸給表(一)

職務の等級	特等級	A等級	B等級	C等級	D等級	E等級	F等級	G等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	251,400	193,900	165,300	139,400	116,600	100,400	88,000	—
2	262,500	202,000	172,100	145,600	122,000	105,400	91,900	72,800
3	273,600	210,300	178,900	151,800	127,400	110,500	95,900	74,900
4	284,800	218,900	185,800	158,100	132,900	115,700	100,400	77,100
5	296,000	227,500	192,700	164,400	138,700	120,800	104,800	79,300
6	307,100	236,200	199,700	170,700	144,500	125,900	108,800	82,100
7	318,200	244,900	206,900	177,200	150,300	131,000	112,800	85,000
8	329,400	253,600	214,100	183,900	156,000	136,000	116,600	88,000
9	340,600	262,300	221,300	190,700	161,700	140,500	120,200	90,500
10	351,800	271,000	228,600	197,600	167,400	144,900	123,700	92,900
11	360,000	279,300	235,900	204,500	173,200	149,300	126,900	95,300
12	366,100	287,500	243,100	211,300	178,900	153,600	130,100	97,500
13	372,200	295,300	250,300	218,100	184,600	157,900	133,200	99,700
14	377,800	301,400	257,400	224,900	190,200	161,800	135,900	101,900
15	382,600	307,500	264,500	231,400	195,600	165,600	138,600	104,100
16		311,800	270,100	237,900	200,600	169,300	141,200	106,200
17		316,100	275,600	242,900	205,500	172,900	143,700	107,800
18		320,400	279,500	247,900	209,000	176,000	146,100	109,400
19			283,300	251,500	212,300	179,000	148,100	111,000
20			287,100	255,100	215,400	181,300	150,100	112,600
21			290,900	258,700	217,900	183,600	152,100	114,200
22			294,700	262,300	220,300	185,800	154,100	115,800
23					222,700	188,000	156,100	117,400
24							158,100	119,000

別表第2 一般職俸給表(二)

職務の等級	A等級	B等級	C等級	D等級	E等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	120,800	99,700	89,300	73,300	—
2	125,100	103,800	92,700	75,500	67,500
3	129,500	108,000	96,100	77,800	69,400
4	133,900	112,200	99,700	80,100	71,300
5	138,400	116,500	103,300	82,900	73,300
6	142,900	120,800	107,000	85,900	75,400
7	147,400	124,900	110,600	89,300	77,600
8	151,900	128,900	114,300	92,700	79,800
9	156,400	133,000	117,900	96,000	82,500
10	160,500	137,100	121,500	99,300	85,400
11	164,500	140,700	125,200	102,600	88,400
12	168,500	144,300	128,700	105,900	91,400
13	172,500	147,900	132,200	109,000	94,200
14	176,500	151,400	135,600	112,100	97,000
15	180,500	155,000	138,900	114,700	99,600
16	184,400	158,600	141,900	117,200	102,200
17	188,300	162,200	144,800	119,500	104,800
18	192,200	165,800	147,700	121,800	106,800
19	196,000	169,200	150,200	124,100	108,800
20	199,800	172,200	152,600	126,200	110,700
21	203,600	175,000	154,600	128,200	112,600
22	207,300	177,300	156,600	130,100	114,500
23	210,600	179,600	158,600	132,000	116,400
24	213,900	181,600	160,500	133,900	118,300
25	216,300	183,600	162,400	135,700	120,200
26	218,700	185,600	164,300	137,500	122,000
27	221,100	187,600	166,200	139,300	123,800
28		189,600	168,100	141,100	125,600
29		191,600	170,000	142,900	127,300
30		193,600	171,900	144,700	129,000

8月23日本社は団体交渉に
於いて次のように回答した

昭和52年度給与改善について

昭和52年度における職員給与の改善を次のとおり実施した。

1. 次に掲げる給与につき、それぞれ記載のとおり改善する。

イ 基準内給与

(1) 俸 給

現行俸給表をそれぞれ別表第1乃至第5のとおりとする。

(2) 扶養手当

扶養手当の月額を、扶養親族のうち1人は8,000円(現行7,000円)に、その他2人までは1人につき2,300円(現行2,200円)に引き上げる。

(3) 医師確保調整手当

医師確保調整手当の定額分を医師1人あたり全国平均で、5,000円程度引き上げる。

(4) 通勤手当

(ア) 交通機関等利用者の場合

運賃等相当額の全額支給の限度額を月額14,000円(現行12,500円)に、2分の1加算額を加えた最高支給限度額を月額16,000円(現行14,000円)に引き上げる。

(イ) 自転車等の交通用具使用者の場合

片道2km以上10km未満は2,000円(現行1,700円)に、片道10km以上は3,400円(現行3,000円)に引き上げ、通勤不便と認められる者の場合については、片道10km以上15km未満は3,800円(現行3,300円)に、片道15km以上は5,300円(現行4,600円)にそれぞれ引き上げる。

(ウ) 上記(ア)および(イ)の改定については、交通機関等と自転車等を併用する者の場合も同様とする。

(5) 住居手当

借家、借間居住者に対する住居手当について1ヵ月6,000円(現行5,000円)を越える家賃、間代を支払っている者に対して支給することに改め、支給月額は家賃・間代と6,000円との差額が7,500円(現行7,000円)に達するまではその差額とし、その差額が7,500円を越えるときには、その越える額の2分の1の額を5,000円(現行3,500円)を限度として7,500円に加算した額、(最高支給限度額12,500円(現行10,500円)とする。

(注) 上記改定により従来支給額が減額されることとなる者については、昭和53年3月31日までの間、経過措置を講ずることとする。

(6) 特殊勤務手当

特殊勤務手当の支給額を一般的なものについて1日につき230円以内(現行220円以内)に引き上げる。

(7) 臨時補給金

臨時補給金の算定基礎額を73,200円(現行68,600円)に引き上げる。

ロ 基準外給与

(1) 深夜手当

(ア) 看護婦等の深夜手当を100分の50プラス1時間につき370円(現行350円)に引き上げる。

(イ) 深夜看護業務に従事する看護婦、助産婦、准看護婦及び看護助手(女子に限る。)が深夜における勤務の交替に伴い通勤を行う場合は、その回数に応じ次の各号に定める金額を支給する。

ただし、通勤距離(通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道2キロメートル未満の場合、自転車その他の交通の用具のみを使用して通勤する場合及び勤務施設の所有又は借上げに係る自動車を利用する場合(料金等の一部又は全部を施設が負担するタクシー等を利用する場合を含む。)は支給しない。

① 通勤距離が片道5キロメートル未満の職員 150円

② 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 300円

③ 通勤距離が片道10キロメートル以上の職員 450円

(ウ) 精神病棟に勤務する看護士、准看護士及び看護助手等の男子職員の深夜手当を100分の25プラス1時間につき185円(現行175円)に引き上げる。

2. 給与改定の実施時期は昭和52年4月1日とする。

昭和 年 月 日

当事業所所属従業員である上記の被保険者から住宅資金の借入申込みがあったので必要書類を添えて提出いたしますのでよろしくお願いします。

事業所所在地 東京都港区芝大門一丁目1番3号			
事業所名 日本赤十字社 社長 東 龍太郎 ㊟			
担当部課		担当者	電話
取扱金融機関(取引店)		銀行() 支店()	

○添付書類

※確認印

1.	団体信用生命保険告知書	
2.	住民票謄本 (所得合算の場合は戸籍謄本)	()
3.	職歴書	
4.	給与証明書 (所得合算の場合は「所得合算の念書」添付)	()
5.	被保険者証の写	
6.	設計図 (購入の場合は物件説明書)	()
7.	工事請負契約書の写又は見積書の写 (購入の場合は売買契約書の写、又は手付金受取書の写)	
8.	土地の登記簿謄本 (1)借地の場合は、謄本のほか ●借地契約書 写 ●建築承諾書 写 ●借地に関する念書 (2)土地購入の場合は、謄本のほか ●土地売買契約書の写	
9.	増改築の場合は、既存住宅の登記簿謄本	

※事業所担当者の確認印をおねがいします。

○事務取扱手数料 払込日 昭和 年 月 日

様式第1号

厚生年金保険被保険者住宅資金借入申込書

財団法人 社会保険福祉協会 殿

申込日 年 月 日	
住所	□□□□□ 電話 ()
ふりがな	
氏名	扶養家族 有 無 家族 人
生年月日	T S 年 月 日 (年齢 才)
厚生年金保険 船員保険	記号番号 被保険者期間 現在の事業所分 年 月 年 月 年 月 年 月

下記のとおり厚生年金保険被保険者住宅資金の借入を申込みます。

申込金額	万円	借入希望日	年 月 日
返済期間	10年 15年 18年 20年 25年		
返済預金口座	銀行 支店 1.普通 2.当座 口座番号()		

貸付金の種類				自家保有の確認			
1.建物新築(イ.土地取得済 ロ.借地) 2.建物購入(イ.土地つき ロ.土地は借地) 3.増改築				土地……無・借地・所有 建物……無・借家・所有			
資金計画							
内 訳	年金事業団 借入申込額	住宅金融公庫 借入申込額	雇用促進事業団 借入申込額	その他の 借入額	自己資金	所要資金 の総額	年収(税込)
建 物	千円	千円		千円	千円	千円	
土 地	千円	千円		千円	千円	千円	
計	千円	千円		千円	千円	千円	
年間元利返済額	千円	千円		千円		千円	
住宅の建築計画							
構 造	階数・間取り	延 面 積 (増改築部分内書)	竣工(予定)年月日	登記の(予定)年月日	住宅保存登記後の 予定所有者		
1. 耐 火 2. 簡易耐火 3. 木 造	階建 () DK 老 多 障	m ²	年 月 日	年 月 日	1. 本 人 2. (本人との続柄)		
被保険者住宅の建設地の状況							
所 在 地	敷地の所有地 の別	敷地の取得状況	敷地の面積	抵当権等第3者のた めの権利設定状況	土地取得費の貸付を受ける者 ですすでに土地取得済の場合は その登記年月日等		
	1.所有地 2.借地	1.取得済 2.決定	m ²	有 無 抹 消 (可・不可) 後順位設定 (可・不可) 順位変更 (可・不可)	登記(年 月 日) 借入金の有無 有 (千円) 無		
火 災 保 険							
1. 事業団特約火災保険 2. 住宅金融公庫特約火災保険				保険契約額()百万円			